

全建労発第 9号
平成31年4月8日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年2月12日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布されるとともに、同日付で「安全衛生特別教育規定の一部を改正する件」が告示されました。

この改正内容のうち、「修羅による集材又は運材作業における危険の防止並びに、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止」については、公布日に施行され、「特別教育に係る規定」については、令和2年8月1日から施行又は適用し、その他の規定については、令和元年8月1日から施行される旨、別紙のとおり厚生労働省より通知がありました。

つきましては、当該省令及び告示の趣旨をご理解していただくとともに、添付のリーフレットを配布すること等により、貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)